

九州大学箱崎キャンパス跡地地区における
事業基本計画書に係る審議委員会設置要領

(総則)

第1条 この「九州大学箱崎キャンパス跡地地区における事業基本計画書に係る審議委員会設置要領」(以下「本要領」という。)は、国立大学法人九州大学(以下「甲」という。)、独立行政法人都市再生機構(以下「乙」という。)、福岡市(以下「丙」という。)並びに住友商事株式会社、大和ハウス工業株式会社、九州旅客鉄道株式会社、西部瓦斯株式会社、清水建設株式会社、東急不動産株式会社、西日本鉄道株式会社及び株式会社西日本新聞社(以下、これら8者を総称して「丁」という。)が令和6年5月17日付で締結した九州大学箱崎キャンパス跡地地区に関する優先交渉協定書第5条第3項の規定に基づき組織する審議委員会に関し必要な事項を定めるものである。

(審議委員会の所掌事項等)

第2条 審議委員会は、事業基本計画書の内容が次の各号に掲げる事項を適切に反映した上で作成されているかについて審議し、その結果を甲、乙及び丙に報告するものとする。

- 一 甲及び乙が実施した九州大学箱崎キャンパス跡地地区土地利用事業者募集(以下「公募」という。)において丁が行った事業企画提案の内容
- 二 公募時の事業企画提案審査委員会から出された付帯意見への留意

(審議委員会の構成)

第3条 審議委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 外部有識者 5名
 - 二 甲、乙及び丙 各1名
- 2 前項に規定する委員は、甲及び乙が委嘱するものとする。
- 3 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(審議委員会の会議)

第4条 審議委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議は、甲及び乙が招集するものとする。

- 2 審議委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、審議委員会の議長として、会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議委員会の議事は、原則として出席委員全員の合意でこれを決するものとする。ただし、これによることができない場合は、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、事業基本計画書の審議にあたり、丁を会議に出席させることができる。

(委員の公表)

第5条 審議委員会での審議について、公平性と透明性を確保するため、審議委員会の委員の氏名及び所属を公表するものとする。

(審議結果の公表)

第6条 甲、乙及び丙は、審議委員会の実施後、審議結果の概要を公表することができるものとする。

(守秘義務)

第7条 審議委員会の会議での率直かつ自由闊達な審議を担保するため、委員及び委員以外で会議に出席した者に対し、会議において職務上知り得た事項について、正当な理由なく第三者に漏らさぬよう守秘義務を課すものとする。なお、審議委員会の解散後も、同様とする。

(審議委員会の解散)

第8条 審議委員会は、第2条に基づき甲、乙及び丙に審議結果を報告した時点をもって、解散する。

(審議委員会の事務)

第9条 審議委員会の事務は、甲及び乙が行うものとする。

(その他)

第10条 事業基本計画書の審議に必要な事項に関し、本要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度審議委員会において決定するものとする。

附則

この要領は、令和7年6月3日より施行する。